様式第2号(第2条関係)

空き家活用住宅入居決定通知書

第　　　　　号

|  |  |
| --- | --- |
| 入居を許可する住宅 |  |
| 入居可能日 |  |
| 入居可能期間 | 　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 御杖村定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例第６条第３項の規定に基づき、　　年　　月　　日の借上げ期間満了をもって当該空き家活用住宅を明け渡していただきます。 |
| 家賃月額 |  |
| 敷金 |  |
| 入居者氏名 |  |
| 入居世帯員数 |  |
| 注意事項　１　家賃は入居可能日から起算する。　２　敷金は退居のとき無利子にて還付するが、家賃等の滞納金があるとき、又は住宅の善良なる管理を怠り、市に損害を与えたと認められるときは、敷金から差し引くものとする。　３　火気については、特に注意すること。　４　住宅の模様替若しくは増築又は住宅の敷地内に工作物の設置をするときは、市長の承認を得ること。　５　住宅を破損したときは、速やかに届け出ること。なお、ガラス、畳等の修理は入居者の負担となること。　６　住宅の転貸はしないこと。　７　住宅を退居するときは、畳替え、ふすま替えを行い、明渡届を７日前までに提出し、係員の点検を受けること。また、承認を受けた模様替、増築箇所を現状に復すること。　８　次の事項に該当する場合は、住宅の明渡しを請求することがあること。　 (１)　不正の行為によって入居したとき。　 (２)　家賃を３月以上滞納したとき。　 (３)　空き家活用住宅を故意に滅失し、又は損傷したとき。(４)　正当な理由によらないで引き続き15日以上空き家活用住宅を使用しないとき。　 (５)　入居者（同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したとき。　 (６)　保管義務に違反したとき。　 (７)　空き家活用住宅の借上げに係る期間が満了するとき。　９　この決定通知書は退居するまで保管すること。 |

　上記のとおり入居を決定します。

　　　　　　年　　月　　日

御杖村長